

新居浜工業高等専門学校図書館文献複写料金徴収猶予実施細則

平成4年5月1日規則第7号

第1条 新居浜工業高等専門学校図書館文献複写規程第5条の規定に基づく文献複写料金徴収猶予の取り扱いについては、平成11年3月31日付け文学情第239号文部省学術国際局長・文部省大臣官房会計課長通知「国立大学等図書館の文献複写について」及び国の法令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 文献複写料金の徴収猶予を希望する機関の長は、各年度ごとに、文献複写料金徴収猶予許可申請書（様式第1号）により、図書館長を経由して、校長に申請するものとする。

第3条 文献複写料金の徴収猶予の許可は、文献複写料金徴収猶予許可書（様式第2号）により行うものとする。

第4条 文献複写料金の徴収猶予を許可された機関（以下「徴収猶予許可機関」という。）は、文献複写を依頼しようとするときは、文献複写申込書に文献複写料金徴収猶予金許可書の許可番号を明示するものとする。

第5条 徴収猶予許可機関に対する文献複写物の引き渡し（郵送の場合は発送。以下同じ。）に当たっては、1件ごとに複写料金の額を連絡するものとする。

第6条 文献複写物料金の請求は、1ヵ月ごとに整理し、納入の告知は、文献複写物を引き渡した日の属する月の翌月の10日（3月分については当該年度の末日）までに行わなければならない。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月9日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

文献複写料金徴収猶予許可申請書

新居浜工業高等専門学校長 殿

住所
機関名
機関の長名

研究者等への迅速な文献資料の提供を行うため、平成 年度の文献複写料金の徴収猶予を申請します。

様式第2号（第3条関係）

新高専学第 号
平成 年 月 日

文献複写料金徴収猶予許可書

許可番号 第 号

殿

新居浜工業高等専門学校長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった文献複写料金の徴収猶予については、下記の条件を付して許可します。

記

- 第1 料金の支払い及び支払期限を厳守すること。
- 第2 料金は1か月ごとに、複写物の引渡し（郵送の場合は本校図書係からの発送）が行われた日の属する月の翌月の末日（複写物の引渡しが行われたものについては翌月の20日）までに支払うこと。
- 第3 申請機関を設置している地方公共団体及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規程する学校法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規程により設立された法人は、料金の未納及び遅滞に対して責任を負うこと。
- 第4 料金が支払期限までに支払われなかった場合は、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の規程に基づき、延滞金を徴収するものであること。
- 第5 徴収猶予を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとすること。
- 第6 文献複写料金及び納付方法等については、国の法令及び本校の定めによること。
- 第7 第1から第6までに定める条件に違背した場合は、特段の事由がない限り徴収猶予の許可を取り消すことがあること。